

予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」広告募集要項

宮古市では、市有資産を広告媒体として有効活用することにより、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、次のとおり予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」内に掲載する広告を募集します。

1 広告の募集

(1) 広告媒体の名称／広告の位置

予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」カラーページ広告／「その他主要事業」ページの下段（4 枠）、「裏表紙」の下段（2 枠）

※掲載枠は、全6 枠とします。

(2) 広告の規格

縦45mm×横81mm（1 枠あたり）

(3) 広告掲載期間

予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」発行から翌年度の同刊行物の発行まで

(4) 広告掲載料

22,000 円（税込）（1 枠あたり）

(5) 広告募集期限

予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」発行の30日前

(6) 広告掲載料の納付の方法

掲載決定後、宮古市が発行する納付書で指定する日までに広告掲載料を納付するものとします。

(7) 広告の内容及びデザイン

宮古市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び宮古市広告掲載事務取扱要領（以下「要領」という。）を順守し、予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」内に掲載することを十分考慮したものとします。

2 申込み方法

(1) 申込み枠

申込みは1 枠単位を原則とします。申込み枠の空き状況により同頁2 枠の申込みも可能です。空き状況については直接お問い合わせください。

(2) 確認事項

要綱及び要領、予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」広告募集要項（以下「要項」という。）を確認の上で申込みください。

(3) 必要書類等

①宮古市広告掲載申込書（宮古市広告掲載要綱様式第1号）

②税情報提供同意書（参考様式1）

③広告掲載誓約書（参考様式2）

④広告原稿及び電子データ（CD又は申込受付後にメールで提出すること）

(4) 必要書類の提出方法

上記の必要書類を宮古市企画部企画課広報係まで直接持参又は郵送の上、お申込みください。①宮古市広告掲載申込書（宮古市広告掲載要綱様式第1号）②税情報提供同意書（参考様式1）③広告掲載誓約書（参考様式2）は、宮古市公式ホームページからダウンロードできます。また、提出された書類は、返還しません。

(5) 申込受付期限

予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」発行の30日前までに申し込んでください。

(6) お問い合わせ・申し込み先

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市企画部企画課広報係（市役所4階）

電話：0193-68-9065（直通）

FAX：0193-63-9114

電子メール：info@city.miyako.iwate.jp

3 広告に関する審査及び掲載決定

- (1) 宮古市広告掲載申込書（宮古市広告掲載要綱様式第1号）や提出された原稿等を要綱第4条別表に掲げる事項により市で審査の上決定します。
- (2) 宮古市に主たる事業所又は支店を有する者を優先します。
- (3) 広告掲載の申込みが広告枠を超えない場合（広告枠に空きがある場合）は、県内に主たる事業所または支店を有する者の広告掲載を可能とします。
- (4) 広告掲載の申込みが広告枠を超えるときは、抽選により広告掲載候補者を選定し、市で審査の上決定します。
- (5) 上記(4)による抽選の結果、広告が掲載できない場合は、あらかじめ連絡し、掲載を希望しない旨の申し出が無い限り、翌年度の予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」へ掲載します。
- (6) 掲載の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合があります。
- (7) 広告掲載の可否を決定した時は、その旨を宮古市広告掲載（不掲載）決定通知書（宮古市広告掲載要綱様式第2号）で通知します。
- (8) 掲載決定後、広告掲載に関する契約を締結します。

4 広告掲載料の返還

- (1) 納付済みの広告料は、返還しません。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を中止したときは、この限りではありません。
- (2) 前号ただし書の規定により広告掲載料を返還しようとするときは、利子を付しません。

5 市による広告掲載の変更、広告の変更

- (1) 市は、掲載期間満了による広告の入替え、予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」デザインの変更又はやむを得ない理由があるときは、掲載中の広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、当該広告の位置又は順番を変更することがあ

ります。

- (2) 広告主は、予算説明書「ことしはどんな仕事をするの？」掲載の広告内容を変更しようとするときは、広告掲載変更申請書（参考様式3）を、同刊行物の発行の30日前までに市に提出するものとします。市で提出されたものを審査し、掲載変更します。

6 注意事項

- (1) 広告原稿の作成は、申込者の責任と費用負担で行うものとします。
- (2) 要綱等に照らして、広告原稿の修正を求める場合があります。
- (3) 広告掲載後であっても、広告内容等が要綱等に抵触することが明らかになった場合は広告の掲載を取消すことがあります。
- (4) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任及び負担において解決するものとします。